

事業承継税制見直しは地方の活性化につながるか

金融調査部 是枝 俊悟／小林 章子

要 約

事業承継税制は、特に地域経済の中核を担っている中小の法人企業について、円滑な事業承継を実現することを目的に 2009 年に創設された制度である。数次の制度改正を経て適用件数は拡大傾向にあるが、絶対数としてはまだ十分に普及しているとは言い難い。

事業承継税制のこれまでの適用率は、従業員数の少ない企業ほど低くなっている。小さい企業ほど雇用確保要件の未達リスクを恐れたり、制度を利用して贈与税や相続税の一部の納付を求められることが重荷になったりしたため、制度利用をためらったものと考えられる。

2018 年度税制改正（案）により、10 年間の期間限定で雇用確保要件が実質的に撤廃され、贈与税額および相続税額の全額の納税が猶予される特例が設けられる。これにより、全体の適用率が一定水準まで上昇すると仮定すると、今後 10 年間で約 3 万社に制度が利用され、制度がなかった場合と比べて約 26,000 人の雇用が維持されるものと試算される。

設けられる特例を適用するためには、中小企業は金融機関や商工会議所等の助言・指導を受けて承継計画を策定することが必須となることから、金融機関に求められる役割が拡大することになる。

目 次

はじめに

1 章 事業承継税制導入の背景

2 章 事業承継税制の概要とこれまでの改正経緯

3 章 これまでの適用実績

4 章 制度改正後の適用見込みと政策効果

おわりに

※本稿は、2018 年度税制改正につき、内閣提出法案段階の内容を基に執筆した。なお、本稿脱稿後、2018 年 3 月 28 日に法案は内閣提出案通りに成立し、3 月 31 日に公布されている。

はじめに

事業承継税制は、中小企業の円滑な事業承継を実現することを目的に 2009 年に創設された相続税・贈与税の納税猶予制度である。

本制度の活用によって生前贈与も含めた事業承継が進むことが期待されたが、実際の適用件数は伸び悩んだ。このため、2013 年度・2017 年度の税制改正で条件の緩和が行われたが、8 割の雇用維持が達成できないと納税猶予が原則打ち切られることや、制度を利用しても相続・贈与を受けた株式等の評価額の一部について相続税・贈与税が課税される場合があることは変わらなかったため、適用拡大は緩やかなものにとどまった。

しかし、2018 年度税制改正（案）において、雇用確保要件が実質的に撤廃され、かつ、相続・贈与を受けた株式等の評価額の全額について納税猶予を受けられる「特例」が設けられることとなり、事業承継税制の使い勝手が大きく改善される。

中小企業は地域経済の中核を担っている一方、その経営者は 60 歳代・70 歳代に集中しており、事業承継が円滑に行われないと、大規模な廃業とそれに伴う地域の雇用喪失が懸念される状況にある。

本稿では、事業承継税制導入の背景、これまでの改正経緯と適用状況を振り返って分析し、これを基に 2018 年度税制改正（案）により事業承継税制の活用がどの程度進むのか、また、これにより地域の雇用をどの程度確保することができるのか試算を行う。

1 章 事業承継税制導入の背景

1. 事業承継税制の導入まで

事業承継税制とは、中小企業を対象とした経営承継の促進を目的として 2009 年度税制改正により導入された¹⁾、非上場の株式及び出資（以下、非上場株式等）に係る相続税・贈与税の納税猶予制度である。

この制度の導入前、相続税では経営承継を目的とした一定の軽減措置である「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」（廃止）、贈与税では「相続時精算課税制度」（存続）が設けられていた。それぞれの制度の概要は次の通りである。

1) 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例

2002 年度税制改正により導入された、相続または遺贈により取得した自社株式等の特定事業用資産²⁾について、相続税の 10% の減額を受けられる特例である。適用対象は、当初同族会社を含む発行済株式等の総額（相続税評価額）が 20 億円未満の会社で、かつ発行済株式総数の 3 分の 2 かつ評価額 3 億円までが上限とされていたが、2004 年度税制改正により上限額が 10 億円に引き上げられた。この特例は、事業承継税制の導入により 2009 年 3 月をもって廃止された（経過措置あり）。

2) 相続時精算課税制度

高齢者の保有資産について、高齢化の進展に伴

1) 2008 年度税制改正大綱において、事業承継税制（取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度）を 2009 年度税制改正で創設することおよび制度の骨子が決定されていた。

2) この制度の対象となる特定事業用資産には、非上場株式または出資のほか、山林が含まれる。事業承継税制導入に伴う制度廃止により、山林のみに関する特例に改組されている。

う次世代への移転時期の遅れと有効活用による経済活性化の社会的要請に鑑み、生前贈与を促進するために 2003 年度税制改正により導入された制度である。

相続税と贈与税を一体として課税し、複数年にわたる贈与について最大 2,500 万円まで非課税となるほか、この非課税枠を超えた贈与についても一律 20%の税率となるため、暦年課税と比較して贈与時の税負担が大幅に軽減される。贈与をした年の 1 月 1 日時点で 65 歳以上である贈与者から、20 歳以上かつ贈与者の推定相続人³である受贈者への生前贈与が対象となり、贈与される財産の種類等には制限はない。

2007 年度税制改正では、高度経済成長期に大量に創業した経営世代の引退の時期に差し掛かっていること等に鑑み、保有株式等を通じた所有面での会社支配権と、会社を代表する経営者としての地位の双方が、中小企業のオーナー経営者から後継者に承継されると認められる場合に限って、贈与者の年齢を 60 歳以上に引き下げ、非課税上限額を 3,000 万円に拡大する特例が創設された（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例、2008 年 12 月までの時限措置）。

この特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例は、2008 年 12 月の期限をもって廃止されたが、相続時精算課税制度そのものは事業承継税制の導入後も存続し、2013 年度税制改正により適用対象が拡充されたほか⁴、2017 年度税制改正では事業承継税制との併用が可能となった（後述）。

2. 事業承継税制の導入とその背景

1) 事業承継税制の導入の背景

事業承継税制の導入までの議論を踏まえると、その背景として、おおむね次の 3 点が挙げられるだろう。

（1）中小企業のうち同族経営の会社が大半を占めていること

わが国の中小企業は、経営上の意思決定を迅速化し安定的な経営を行うため、経営者とその同族関係者で株式（議決権）の大半を保有している同族経営の会社が多数を占めている。このような会社の事業承継に際しては、経営資源としての議決権株式の分散を防止し、安定的な経営の継続を確保することが重要と考えられる⁵。

（2）中小企業経営者の高齢化に伴う廃業・雇用の減少の恐れがあること

少子高齢化社会の到来等を背景に中小企業経営者の高齢化が進展し、事業承継を理由とした廃業が毎年約 7 万社、それにより失われる雇用が毎年 20 万～ 30 万人と推計されるようになり⁶、事業承継環境の整備が一層重要な政策課題となった。特に中小の法人企業の事業承継については、これらの企業が多く雇を抱え、様々な技術を有するなど地域経済の中核を担っている一方で、ある程度の規模の企業では多額の相続税の負担を避けるために後継者が株式を分散して相続することになり、安定的な事業の継続に支障を来すことが懸念

3) 受贈者は贈与者の直系卑属である子（または子から代襲相続した孫）に限られる（配偶者や兄弟姉妹には適用できない）。

4) 贈与者の年齢を 65 歳以上から 60 歳以上に引き下げた上、受贈者の範囲に贈与者の孫（代襲相続人でない）を追加する見直しが行われた。

5) 財務省「平成 21 年度 税制改正の解説」参照。

6) 「2006 年版 中小企業白書」参照。

された⁷⁾。

(3) 諸外国の事業承継税制との比較

前述の通り、わが国では事業承継税制の導入前にも一定の相続税の軽減制度が設けられていたが、諸外国においても総じて雇用の確保や経済成長の維持・発展の観点から事業承継税制の拡充が図られていることが確認されていた⁸⁾。

2) 事業承継税制の導入

(1) 2008 年度税制改正大綱

2008 年度の税制改正大綱において、事業承継税制（取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度）を 2009 年度税制改正で創設することおよび制度の骨子が決定された。また同じく大綱で規定することとされた事業承継税制の前提となる経済産業大臣の認定等に関する法律については、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下、円滑化法）として 2008 年 5 月に成立した（同年 10 月 1 日から施行）。

(2) 2009 年度税制改正

2009 年度税制改正において「非上場株式等に

係る相続税の納税猶予」の制度（以下、相続特例）が創設された。併せて贈与税についても、「非上場株式等に係る贈与税の納税猶予」の制度（以下、贈与特例）が創設された。

2 章 事業承継税制の概要とこれまでの改正経緯

1. 制度の概要（2018 年度税制改正前）

1) 円滑化法上の認定

事業承継税制は、非上場の中小企業（図表 1-1）の先代経営者から後継者への自社株式の贈与または相続について適用でき、贈与特例では「発行済株式等の 3 分の 2 かつ評価額の 100% 相当額」、相続特例では「発行済株式等の 3 分の 2 かつ評価額の 80% 相当額」までが納税猶予の対象となる（図表 1-2、図表 1-3）。

手続きとしては、まず円滑化法に基づき、事業承継税制の各要件（会社、先代経営者、後継者）を満たしていることを認める「都道府県知事の認定」の申請を中小企業が行い、同認定を受ける必要がある。認定後、後継者は贈与税または相続税の申告期限までに、特例の適用を受ける旨を記載

図表 1-1 事業承継税制の対象となる中小企業者の範囲

業種	資本金又は出資	又は	常時使用従業員数
製造業、建設業、運輸業その他（注1）	3 億円以下		300 人以下
ゴム製品製造業（注2）			900 人以下
卸売業	1 億円以下		100 人以下
小売業	5,000 万円以下		50 人以下
サービス業（下記 2 業種を除く）			100 人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業	3 億円以下		300 人以下
旅館業	5,000 万円以下		200 人以下

（注1）ゴム製品製造業を除く

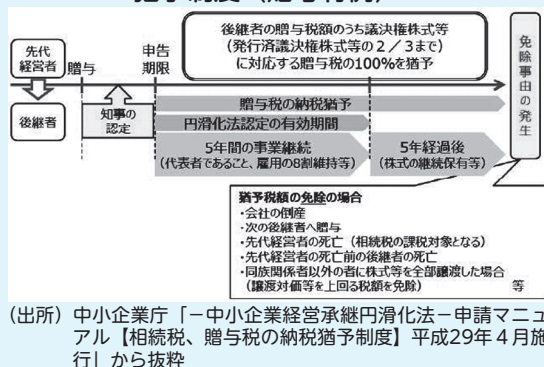
（注2）自動車・航空機用タイヤおよびチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

（注3）網掛けは円滑化法施行令により範囲が拡大された部分
（出所）大和総研作成

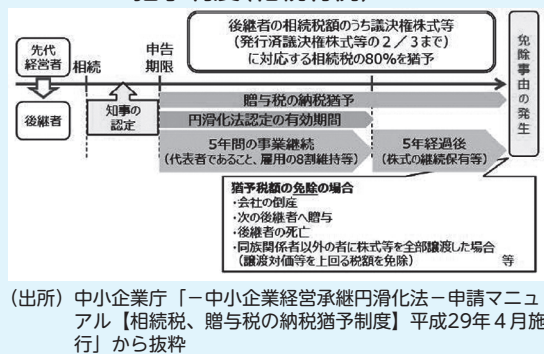
7) 5) 同様。

8) 事業承継協議会・事業承継税制検討委員会「事業承継税制検討委員会 中間報告」（2007 年 6 月）参照。

図表1-2 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度（贈与特例）



図表1-3 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度（相続特例）



した申告書等を所轄税務署に提出する。

なお、発行済株式等の3分の2を上回る部分の相続・贈与については評価額全額について、相続特例の場合は発行済株式等の3分の2以下の部分であっても評価額の20%相当額については、相続税・贈与税の課税対象となり、申告期限までに当該相続税・贈与税を納付する必要がある。

2) 経営承継期間中の事業継続

贈与税（相続税）の申告期限の翌日から5年間の経営承継期間の間、事業を継続しなければなら

ない。具体的には、後継者が代表者かつ株式等を継続保有すること、会社が贈与時（相続時）の雇用⁹の8割以上を維持すること等が求められる。この期間中に株式等を第三者等に譲渡した場合¹⁰など要件を満たさない場合には納税猶予が打ち切れ¹¹、後継者は猶予税額の全額に加え利子税を納付しなければならない。

3) 経営承継期間の経過後

経営承継期間経過後は会社の要件と株式等の保有継続要件を満たすことで引き続き納税猶予が受けられる。さらに贈与特例については、先代経営者（贈与者）または後継者（受贈者）が死亡した場合や贈与特例を用いて次の後継者への再贈与をした場合等に猶予税額が免除されるほか、先代経営者が死亡した場合には贈与時の時価に基づいて相続税額が計算され、都道府県知事の円滑化法の確認を受けることで相続特例の適用も受けられる。相続特例については、後継者（相続人等）が死亡した場合や贈与特例を用いて次の後継者への再贈与をした場合等は猶予税額が免除される。

2. これまでの改正経緯

事業承継税制については継続的に適用状況を検証した上、適用要件の緩和や納税猶予終了の際の負担の軽減等、より制度の利用を促進するための改正が行われている（図表2）。以下、主な改正について解説する。

1) 2013年度・2017年度税制改正

2009年の制度創設以来、2011年末までの適

⁹ パートタイムなど特定短時間労働者を除く常時使用従業員について判定する。

¹⁰ ただし、後継者から次の後継者への再贈与の場合で、贈与特例を受ける場合（猶予継続贈与）、猶予税額が免除される（2015年度税制改正により導入）。

¹¹ 例えば株式等の譲渡の場合はその譲渡日、雇用確保要件に反した場合は経営承継期間の末日から2カ月が納税猶予期限となる。

図表2 事業承継税制の改正経緯

適用期間	雇用確保要件の改正	納税額を減免する改正	先代経営者・後継者に係る要件の緩和	その他の主な改正
2013年4月～				◆円滑化法に基づく事前の確認要件の廃止(任意化)
2015年1月～	◆5年間平均8割維持(要件緩和)	◆納税猶予税額の免除事由の拡充(事業再生の追加) ◆経営承継期間中の利子税の免除	◆後継者要件の緩和(親族外承継の対象化) ◆先代経営者要件の緩和(贈与時/相続時に役員等でも可)	◆納税方法の拡充(延納・物納可)
2015年4月～		◆贈与特例を受ける再贈与の場合の贈与税の免除		
2017年1月～		◆贈与特例と相続時精算課税制度との併用可		◆贈与者死亡時の相続特例の適用要件の緩和(中小企業要件・非上場要件廃止)
2017年4月～	◆端数切り上げ→切り捨て(計算方法の見直し)			◆手続き窓口の変更(経済産業大臣→都道府県知事)
2018年1月～			◆適用対象者の拡充(先代経営者以外→後継者(1名)への承継が対象に)	
2018年1月～2027年12月【特例制度】	◆5年間平均8割を切っても納税猶予期間が継続(要件の大幅緩和)	◆猶予される株式・猶予税額の拡充(全株・全額の納税猶予) ◆経営環境変化による減免制度 ◆親族外承継等における相続時精算課税制度の適用可	◆適用対象者の拡充(先代経営者以外→特例後継者(最大3名)への承継が対象に)	

(注) 2018年1月からの改正は、改正法案時点
(出所) 大和総研作成

用件数は約500社にとどまっており(後述の図表3-1参照)、制度の活用が進んでいない状況にあった。そのため、いわゆる「社会保障・税一体改革法¹²⁾」において、資産課税の見直しの一つとして、事業承継税制の見直しを行うこととされた。

それを受け、2013年度税制改正において、①より多くの企業に制度を利用してもらうための「要件の緩和」、②制度を安心して利用するための「負担の軽減」、③手間暇を少なくし、使い勝手の良い制度とするための「手続の簡素化」の3

つを柱として、抜本的な見直しが行われた¹³⁾。

さらに、2017年度税制改正でも、中小企業経営者の高齢化や深刻な人手不足、災害の頻発等の社会状況を踏まえ、引き続き事業承継税制の見直しが行われた。

(1) 雇用確保要件の緩和

贈与税又は相続税の申告期限後5年間の納税猶予期間(経営承継期間)において要求されている雇用確保要件(常時使用従業員数の8割以上)の

12) 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号。平成24年8月10日成立、同月22日公布)

13) 財務省「平成25年度 税制改正の解説」参照。

計算方法について、制度創設当初は経営承継期間（5年間）中、毎年雇用確保要件を充足する必要があり、8割を下回った時点で納税猶予が終了する厳しい要件となっていた。

2013年度税制改正では、予測しがたい毎年の景気変動等、中小企業を取り巻く経済状況に配慮するため、5年間の「平均」で8割以上に緩和され、仮に景気悪化のため8割を下回った年があったとしても、その後の雇用数増加等で8割を確保できれば継続して納税猶予を受けられることになった（2015年1月から適用）。

さらに、2017年度税制改正では、雇用確保要件の計算方法が見直された。確保が求められる従業員数は、贈与・相続時の従業員数に0.8を乗じて算出するが、その数に端数が出た場合、改正前は切り上げであったが、改正後は原則切り捨てに変更された（2017年4月から適用）。

この改正は、特に5人未満を雇用する事業者において実質的な要件の緩和となった。例えば、贈与時の従業員が4人の事業者の場合、改正前は4人全員の雇用の確保が求められた（ $4人 \times 0.8 = 3.2人 \Rightarrow$ 切り上げで4人）が、改正後は3人（ $3.2人 \Rightarrow$ 切り捨てで3人）の雇用を確保すれば足りることとなった。

（2）納税額を減免する改正

納税猶予が打ち切られた場合における納税額を減免する改正も行われている。

2013年度税制改正では、経営承継期間の経過後に猶予税額を納付する場合の利子税について、経営承継期間5年間の利子税が免除されることとした（2015年1月から適用）。

また、2017年度税制改正では、贈与特例と相続時精算課税制度の併用を認め、贈与特例の納税

猶予が打ち切られた場合でも相続時精算課税による贈与税の軽減（相続税と同額）が受けられることになり、後継者の将来リスクの軽減が図られた（2017年1月から適用）。

もっとも、事業承継税制により猶予を受けられる株式数、および評価額の割合については制度創設以来、2018年度税制改正（案）が行われるまで手がつけられてこなかった。

（3）先代経営者・後継者に係る要件の緩和

事業承継税制の創設当時は、これまでの事業承継の実態等を踏まえ、先代経営者と後継者の関係について画一的な要件を定めていたが、2013年度税制改正で次の見直しが行われている。

事業承継税制の創設当時は、後継者が先代経営者の親族であることを要件としていたが、有能な人材を広く登用するためこの要件が撤廃され、親族外承継が事業承継税制の対象となった（2015年1月から適用）。

贈与特例について、創設当時は先代経営者が役員から退任することを要件としていたが、先代経営者の信用力を活用するため、先代経営者（贈与者）は代表者を退任するだけでよく、有給の役員としてとどまることも認められた（2015年1月から適用）。

（4）その他の主な改正

相続特例を受けるには、相続が開始される前に、事前に経済産業大臣（後に権限は都道府県知事に移管、以下同じ）による経営承継計画の事前確認を受ける必要があり、実際に相続が発生した後から相続特例を受けることはできなかった。この点につき、2013年度税制改正により、経済産業大臣の事前確認は不要となり、相続発生後でも相続

税の申告期限内に経済産業大臣（後に権限は都道府県知事に移管）の認定を受ければ相続特例を受けられるようになった（2013年4月から適用）。

贈与特例を受けていた先代経営者（贈与者）が死亡した場合、引き続き相続特例の適用を受けることで相続税の猶予に切り替えることができるが、2017年度税制改正により、この場合の相続特例の要件から中小企業要件及び非上場要件が撤廃され、経営承継後に会社が後継者の経営努力により大会社や上場会社となっている場合にも相続特例を受けられることになり、会社の成長を阻害する恐れが除かれた（2017年1月から適用）。

2) 2018年度税制改正（案）

（1）改正の背景

2017年7月7日に公表された中小企業庁「事業承継5ヶ年計画」は、事業承継の現状について、中小企業経営者が高齢化しており、2015年から2020年までに新たに30万人以上の中小企業経営者が70歳以上に達すると見込まれる一方、70歳代・80歳代の経営者の6割以上が後継者未定であること等を指摘した上で、今後5年程度を事業承継支援の「集中実施期間」とすることを提案した。

これに基づく税制改正要望を受け、2018年度税制改正法案（以下、改正法案）では、今後5年以内に経営承継計画を提出し、かつ10年以内に実際に承継を行う者を対象とする10年間の時限措置として、「非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度」（以下、特例制度）を

創設することとされている。

（2）改正の内容—「特例制度」の創設

特例制度では、後述の通り雇用確保要件の大幅緩和など制度が抜本的に拡充されている。この特例の適用を受けるには、まず2018年4月1日から2023年3月31日までの5年間の間に、金融機関、商工会議所、コンサルティング会社等の「認定経営革新等支援機関¹⁴」の指導・助言を受けて作成する承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画（仮）」を都道府県に提出し、経営承継円滑化法上の認定（特例円滑化法認定）を受ける必要がある。認定を受けた「特例認定（贈与）承継会社」について、2018年1月1日から2027年12月31日までの間に相続・遺贈（贈与）により特例後継者（特例経営承継相続人等¹⁵ または特例経営承継受贈者）が取得した非上場株式等について、特例が適用される。

◆ 雇用確保要件の大幅緩和

雇用確保要件については、要件を充足しなくなった場合でも納税猶予が継続できる大幅な緩和が提案されている。すなわち経営承継期間（従業員数確認期間）5年間の平均の雇用数が8割未満の場合にも納税猶予期限は確定せず、雇用確保要件を満たせなくなった理由を書面で提出することが求められるにとどまる。その理由が経営状況の悪化である場合または正当な理由と認められない場合でも、認定経営革新等支援機関の指導および助言を受けてその内容を書面に記載すれば足り、

14) 「認定経営革新等支援機関」とは、中小企業に対して金融・税務等の専門性の高い支援事業を行う認定支援機関で、27,811機関が認定されている（2018年2月28日時点）。

15) 特例経営承継相続人等とは、特例被相続人から相続等により非上場株式等を取得した相続人等のうち、相続開始日の翌日から5カ月経過日に代表権を有しており、相続開始時に同族関係者との合算で総議決権数の50%超を保有し、かつ同族関係者中で最大議決権数を有している者をいう。後継者が2名以上いる場合、総議決権数の10%以上を保有し、かつ同族関係者中で最大議決権数を有している者（最大3名まで）をいう。

納税猶予は継続できる。雇用確保要件は実質的に撤廃されたといえる。

◆ 猶予される株式・猶予税額の拡充

旧制度での納税猶予の対象株式は、相続特例の場合「発行済株式の3分の2かつ評価額の80%相当額まで」、贈与特例の場合「発行済株式の3分の2かつ評価額の100%相当額まで」であり、実質的に猶予を受けられる税額の上限は相続税で約53%、贈与税で約66%であった。改正法案ではこれらの上限を撤廃し、相続税・贈与税とも「発行済株式の全株かつ評価額の100%まで」納税猶予を受けられることとされている。事業承継時の贈与税・相続税の現金負担がゼロとなるため、納税費用がネックで利用できなかった企業への普及が期待できる。

◆ 経営環境変化による減免制度

旧制度では、経営承継期間中、後継者の死亡や会社の破産等が発生した場合は猶予税額の減免を受けられるが、後継者が自社株式を譲渡した場合は減免を受けられず、経営承継時の高い評価額に基づく贈与税・相続税を、利子税を含め全額納付する必要があるために大きな負担となった。改正法案では、経営状態の悪化を理由とする自社株式の譲渡・贈与、吸収合併による会社の消滅、株式交換・株式移転による完全子会社化、会社の解散の場合にも、猶予税額を減免することとされている。おおよそ、事業承継後の自社株式の価値下落分に対応する税額の免除を受けられ¹⁶、後継者の将来リスクの軽減が期待できる。

◆ 適用対象者の拡充¹⁷

事業承継税制の対象は会社の代表権を有していた先代経営者1人から1人の後継者への承継に限定されている。改正法案では、会社の代表権を有していない先代経営者の配偶者や同族関係者等から最大3名の特例後継者への承継に拡充することとされている。

◆ 親族外承継等における相続時精算課税制度の適用

相続時精算課税制度が利用できるのは、先代経営者（またはその配偶者）と後継者の間に親子関係（または祖父母・孫関係）がある場合に限定されている。改正法案では、親族外承継等において特例制度と相続時精算課税制度の併用を可能にするため、贈与者の推定相続人でない特例後継者への贈与に相続時精算課税の適用を認めることとされている。

3章 これまでの適用実績

1. 適用件数の推移

事業承継税制のこれまでの適用実績は国税庁統計年報により、2015年分の贈与・相続等の分まで明らかにされている。

図表3-1は、事業承継税制のこれまでの適用件数の推移を示すものである。

年の途中から制度が始まった2008年を除くと、2009年から2014年まで、贈与税・相続税を合わせた適用件数は年間150件前後で推移していたが、2015年には494件に大きく増加している。

¹⁶ 具体的には、譲渡等の時点での株式価値（譲渡・合併等の対価の額、解散時の相続税評価額）で税額を再計算し、その税額と配当等との合計額と、承継時の評価額を基に計算された当初の猶予納税額との差額が免除される。

¹⁷ この見直しは、特例制度以外の事業承継についても行われることとされている。

2015年に適用件数が大きく増加した理由としては、雇用確保要件の緩和が考えられる。2014年までの制度では、事業承継税制の適用企業は承継後5年間、毎年8割以上の雇用維持を求められ、1年でも雇用が不足すると納税猶予が取り消された。2015年以後は、5年間の平均で8割以上の雇用が維持されれば足りるように改正され、企業にとっての納税猶予取り消しリスクが減ったため、適用が進んだものと考えられる。

もっとも、相続税の課税対象となる未上場株式等の相続は1年当たり約5,000社¹⁸あるとされ、

2015年時点の適用件数はその1割程度にすぎない。

2. 事業承継税制適用企業の属性

1) 会計検査院報告

国税庁統計年報では、事業承継税制の適用件数の総数しか示されていない。事業承継税制を適用した企業の属性等は、2017年11月に会計検査院が公表した「租税特別措置（相続税関係）の適用状況等について」（以下、会計検査院報告）で確認できる。

会計検査院報告は、事業承継税制の適用実態を調査するため、73税務署等をサンプルとして選び、相続税の申告書等につき実地調査を行ったものである。調査対象の73税務署等のうち、67税務署において2008年から2015年までの間に計390社の事業承継税制の適用があり、この390社について、従業員規模別、および業種別の割合を報告している（図表3-2）。

図表3-2を見ると、事業承継税制の適用件数は、従業員規模で見れば5人以上20人以下の企業、業種では「製造業その他」に該当する業種が多い。

あくまでサンプル調査ではあるが、従業員規模4人以下の企業が1社も見られなかった点も特筆点といえよう。

2) 従業員規模別の適用率

従業員規模別・業種別の絶対数としての適用状況は図表3-2で分かったが、従業員規模別・業種別の全体のうちの

図表 3-1 事業承継税制の適用件数

相続・贈与の年	贈与税	相続税	計
2008年		45	45
2009年		146	146
2010年	63	80	143
2011年	77	51	128
2012年	72	81	153
2013年	78	110	188
2014年	43	127	170
2015年	270	224	494
累計	603	864	1,467

(注) 相続税は2008年10月以後の相続等、贈与税は2009年4月以後の贈与から制度開始。2009年中の贈与税の適用実績は統計に記録がなかった

(出所) 国税庁統計年報から大和総研作成

図表 3-2 会計検査院報告による事業承継税制適用企業の属性

従業員規模	企業数	業種	企業数
4人以下	0	製造業その他（注）	210
5人以上20人以下	165	ゴム製品製造業	1
20人超50人以下	103	卸売業	86
50人超100人以下	51	小売業	36
100人超300人以下	42	サービス業（下記2業種を除く）	51
300人超	21	ソフトウェア・情報処理サービス業	2
不詳	8	旅館業	4
計	390	合計	390

(注) 製造業（ゴム製品製造業除く）、建設業、運輸業および図表3-2に示される業種以外の業種

(出所) 会計検査院報告を基に大和総研作成

18) 中小企業庁「事業承継に関する現状と課題について」（平成28年11月28日）参照。

適用率は分からない。

そこで、経済センサスにおける従業員規模別の企業数を基に、事業承継税制が適用可能な企業数を求め、適用可能な企業数に対する適用率を推計したものが図表 3-3 である。

図表 3-3 を見ると、従業員規模が小さくなるにつれ、適用率が下がっていく関係が見て取れる。従業員 300 人超の企業では 1.94% が事業承継税制を適用したものと推計されるが、5 人以上 20 人以下の企業では 0.13% しか適用していないものと推計される。従業員 4 人以下の企業に至っては、適用率は恐らくゼロである。

従業員規模が小さくなるほど適用率が下がる理由は主に 2 つ考えられる。

一つ目の理由は、規模が小さい企業ほど不況時に雇用を維持することが困難となるため、雇用確保要件違反による納税猶予取り消しを恐れて事業承継税制を適用していないことが考えられる。

特に、2016 年末までは、8 割の雇用確保は端数切り上げで求められた。このため、従業員 4 人以下の企業においては事実上従業員全員の雇用の

確保が求められることとなり、雇用確保要件の達成が難しかったものと考えられる。

二つ目の理由は、規模が小さい企業ほど、猶予されない残りの税額の納付が困難となるため、事業承継税制の適用がためらわれたことが考えられる。相続による事業承継の場合は事業承継税制適用の有無にかかわらず一定の相続税の納付は必要となるが、贈与による事業承継を行う場合、贈与時に猶予されていない残りの贈与税額の支払いが必要となる。後継者が私財で贈与税額を支払えないとすると、会社や銀行からの借入れ等が必要となるが、規模が小さい企業ほどそれは困難なものとなるだろう。

図表 3-3 を見ると、従業員規模 50 人超 100 人以下の企業および同 300 人超の企業では相続特例よりも贈与特例の方が適用件数が多いのに対し、従業員規模 50 人以下の企業では贈与特例よりも相続特例の方が適用件数が多くなっている。

3) 業種別の適用率

同様に、業種別の適用率を推計したものが図表 3-4 である。

図表 3-3 従業員規模別の事業承継税制の適用率（推計値）

従業員規模	適用件数			適用可能 企業数 (④)	適用率 (①/④)
	全体 (①)	うち贈与 (②)	うち相続 (③)		
4 人以下	0	0	0	969,099	0.00%
5 人以上 20 人以下	633	234	399	503,164	0.13%
20 人超 50 人以下	396	142	254	127,445	0.31%
50 人超 100 人以下	196	100	96	40,805	0.48%
100 人超 300 人以下	161	54	107	20,646	0.78%
300 人超	81	46	35	4,177	1.94%
計	1,467	576	891	1,665,336	0.09%

(注1) 適用件数は会計検査院報告のサンプル調査結果における各従業員規模別の構成比を国税庁統計年報における 2008 年～2015 年の適用実績件数に乗じて推計

(注2) 適用可能企業数は、平成 26 年経済センサスを基に、業種別に事業承継税制の適用要件（従業員数または資本金の条件）を満たし、かつ子会社でない企業数を推計

(注3) 従業員規模別に贈与・相続合計の適用件数を推計した上で贈与・相続に按分したため、全体の贈与・相続の適用件数は図表 3-1 と若干異なる

(出所) 大和総研作成

図表 3-4 を見ると、適用件数では「製造業その他」が多いが、適用率では「卸売業」の方が高いことが分かる。

他方、サービス業（ソフトウェア・情報処理サービス業および旅館業を除く、以下この節において同じ）における適用率が 0.03% と低い水準となっている。

サービス業において適用

図表 3-4 業種別の事業承継税制の適用率（推計値）

業種	適用件数 (①)	適用可能企業数 (②)	適用率 (① / ②)
製造業その他	790	600,651	0.13%
ゴム製品製造業	4	2,814	0.14%
卸売業	323	173,359	0.19%
小売業	135	255,082	0.05%
サービス業（下記2業種を除く）	192	595,227	0.03%
ソフトウェア・情報処理サービス業	8	22,227	0.04%
旅館業	15	15,976	0.09%
合計	1,467	1,665,336	0.09%

（注）業種分類は図表 3-2 と同じ。適用件数・適用可能企業数の推計方法は、図表 3-3 と同じ
（出所）大和総研作成

認められる。これによって、雇用確保要件違反による納税猶予取り消しのリスクや猶予されない税額の納税資金の確保を意識することなく事業承継税制を適用することが可能となる。もっとも、この特例が適用されるのは今後 10 年間の贈与・相続に限られる。

率が低いのは、「適用可能企業数」の母集団において規模の小さな企業の割合が高いことが一因と考えられる。サービス業は、制度適用の条件となる資本金・従業員数の条件が「製造業その他」や「卸売業」などと比べ低めに設定されている（前掲図表 1-1）¹⁹。

この改正によって、事業承継税制適用可能企業について、10 年間で、従業員規模にかかわらず「従業員 300 人超」の適用率である 1.94% まで適用が広がると仮定した場合の適用件数を試算すると、次の図表 3-5 に示される通り、今後 30,841 件の適用が見込まれる結果となる。

1 年当たりになれば適用件数は 3,084 件となり、直近のデータである 2015 年の適用件数 494 件と比べると 6 倍以上となる。

また、相続税の課税対象となる未上場会社の相続を 1 年当たり約 5,000 社（根拠は前述）とすると、その約 6 割に当たる。

4 章 制度改正後の適用見込みと政策効果

1. 適用見込件数の推計

これまでの事業承継税制では、規模が小さい企業ほど雇用確保要件違反による納税猶予取り消しを恐れたり、猶予されない残りの税額の支払いが困難であったりするために、事業承継税制を適用しづらかったものと考えられる。

しかし、2018 年度税制改正により、「特例」を適用した場合、雇用確保要件は実質的に撤廃され、相続・贈与を受けた株式の評価額全額の納税猶予が

図表 3-5 今後の事業承継税制適用見込件数の試算結果

従業員規模	既適用件数 (①)	適用率 1.94% となった場合の 適用件数 (②)	今後の 適用見込件数 (②-①)
4 人以下	0	18,801	18,801
5 人以上 20 人以下	633	9,761	9,128
20 人超 50 人以下	396	2,472	2,076
50 人超 100 人以下	196	792	596
100 人超 300 人以下	161	401	240
300 人超	81	81	0
計	1,467	32,308	30,841

（出所）大和総研試算

¹⁹ もっとも、「サービス業」よりも規模が小さい企業の割合が高いと考えられる「小売業」の方が「サービス業」より適用率が高いため、規模以外の要因も考えられる。

近年の事業承継のうち約6割が親族内となっていること²⁰と、事業承継税制の適用は主に親族内承継で利用されるであろうこと²¹を踏まえると、制度改正後の事業承継税制の適用見込みが相続税の課税対象となる未上場会社の6割となる推計には一定の妥当性があるだろう。

2. 適用企業の都道府県別分布

図表 3-5 で求めた従業員規模別の事業承継税制適用見込件数の都道府県別分布について試算したものが、次の図表 3-6 である。

適用見込件数は、東京都で 4,750 件、大阪府

で 2,384 件など、都市部が多くなってはいるが、最小の鳥取県でも 128 件あるなど、全ての都道府県に満遍なく分布していることが見て取れる。

3. 適用による雇用維持効果

事業承継税制の目的は、円滑な事業承継を実現し、事業の継続および発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図ることとされている。経済産業省は、この目的を達成することができたか、2016 年度に政策評価を実施している。

その際には、事業承継税制利用者のうちの約 7.9% が本税制を利用しなければ廃業を検討して

いたと回答²²したことを根拠に、2015 年の制度利用企業の雇用者数に 7.9% を乗じて得た 1,140 人を政策による雇用維持効果としている。

同様の手法を用いて、今後の事業承継税制の適用拡大による雇用維持効果を推計すると、適用企業の雇用者数は 328,970 人²³、これに 7.9% を乗じた雇用維持効果は 25,989 人となる。

事業承継税制は、あくまで相続税や贈与税の負担を軽減する制度であるため、そもそも事業自体に将来性がなかったり、後継者を見つけれなかったりする中小企業

図表 3-6 都道府県別の適用見込件数の試算結果(単位:件)

全国	30,844	富山県	256	島根県	159
北海道	1,372	石川県	312	岡山県	479
青森県	256	福井県	220	広島県	746
岩手県	243	山梨県	215	山口県	290
宮城県	499	長野県	592	徳島県	196
秋田県	213	岐阜県	529	香川県	278
山形県	263	静岡県	958	愛媛県	342
福島県	484	愛知県	1,878	高知県	152
茨城県	618	三重県	378	福岡県	1,067
栃木県	522	滋賀県	250	佐賀県	152
群馬県	543	京都府	606	長崎県	265
埼玉県	1,548	大阪府	2,384	熊本県	402
千葉県	1,153	兵庫県	1,096	大分県	275
東京都	4,750	奈良県	201	宮崎県	239
神奈川県	1,981	和歌山県	184	鹿児島県	372
新潟県	564	鳥取県	128	沖縄県	234

(注) 図表 3-5 で求めた全国の従業員規模別の適用見込件数を、各都道府県の従業員規模別企業数で按分して算出した。都道府県別に 1 件未満の端数を四捨五入した上で全国合計を求めたため、図表 3-5 とは合計件数が若干異なる

(出所) 大和総研試算

20) 事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会 中間報告」(平成 26 年 7 月) 参照。

21) 2015 年に親族外承継においても事業承継税制が適用可となったが、2015 年における贈与特例の認定件数 273 件のうち親族外承継は 7 件にとどまった(中小企業庁「事業承継に関する現状と課題について」(平成 28 年 11 月 28 日) 参照)。

22) 2015 年 2 月に中小企業庁からの委託で帝国データバンクが実施した「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査 報告書」参照。

23) 図表 3-5 の今後の適用見込件数に、従業員規模別の平均従業員数を乗じて推計した。

24) 「2016 年版 中小企業白書」において、経営者年齢が上がるほど投資意欲が低下したりリスク回避性向が高まる傾向があるため、経営者の交代した企業の方が利益率を向上させる傾向にあると指摘している。

を救うことはできない。このため、事業承継全体に占める役割でみれば事業承継税制は「脇役」ととどまるが、それにより維持が見込まれる雇用の絶対数（約 26,000 人）は決して小さなものではないだろう。

おわりに

2018 年度税制改正（案）によって「特例」が設けられると、事業承継税制の適用件数は 2015 年比 6 倍超の年 3,000 件超のペースで適用が広がる可能性も考えられる。事業承継税制適用による直接的な効果としては、それにより廃業を免れる企業の雇用が、10 年間累計で約 26,000 人維持されるものと試算される。

もっとも、事業承継による経営者の世代交代が進めば、単に廃業を免れるだけでなく、投資意欲の向上などにより中小企業の経営改善をもたらす効果も考えられる²⁴。

事業承継税制の「特例」を適用するためには、金融機関や商工会議所等の認定経営革新等支援機関の助言・指導を受けて承継計画を策定することが必須となっているため、制度を適用する企業においては、綿密な準備を行った上で経営改善を図りながら事業承継が行われることが期待される。

今後の事業承継税制の適用が見込まれる中小企業は全国に満遍なく分布している。事業承継税制が地方の活性化につながるか否かは、金融機関や商工会議所等の認定経営革新等支援機関が、新たな事業承継税制を周知させ利用を促すことができるか、また、承継計画の策定においてどれだけ経営改善に資する助言・指導を行うことができるかがカギとなるのではないかな。

[著者]

是枝 俊悟（これえだ しゅんご）



金融調査部
研究員
担当は、税制、会計制度、
金融商品取引法、社会保険制度

小林 章子（こばやし あきこ）



金融調査部
研究員
担当は、会社法、金融商品取引法、
民法、商法